

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年5月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800207 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900007 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月25日の標準賞与額を34万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月25日

A社から、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び請求者が提出した賞与明細書から、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年12月25日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800210 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900008 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 10 日

私は、A 事業所が保管している賃金台帳から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、賞与額に見合う標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答から、請求者は、同事業所から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金

事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800211 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900009 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 10 日

私は、A 事業所が保管している賃金台帳から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、賞与額に見合う標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答から、請求者は、同事業所から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金

事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800212 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900010 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 10 日

私は、A 事業所が保管している賃金台帳から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、賞与額に見合う標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答から、請求者は、同事業所から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金

事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800213 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900011 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 10 日

私は、A 事業所が保管している賃金台帳から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、賞与額に見合う標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答から、請求者は、同事業所から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金

事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800215 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900012 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 28 年 10 月及び同年 11 月を 8 万 8,000 円から 9 万 8,000 円、同年 12 月を 8 万 8,000 円から 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 10 月及び同年 11 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 28 年 10 月及び同年 11 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

平成 28 年 12 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 2 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日まで

私が A 社に入社した際、会社から、厚生年金保険に加入する場合、事業主負担分も含めて保険料を全額負担してもらうように申出があり、それを了承したが、毎月負担する保険料額や社会保険の届出に関する説明はなかった。会社を退職する少し前にねんきん定期便が届き、内容を確認したところ、給与から控除されていた保険料の半額に見合う標準報酬月額となっているので、実際に負担した保険料に見合う標準報酬月額となるよう、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間の年金記録の訂正を請求しているところ、訂正の根拠となる法律の適用については、本件訂正請求日（平成31年1月31日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することとしており、これを踏まえると、請求期間のうち平成22年2月1日から平成28年12月1日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間のうち同年12月1日から平成29年1月1日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

また、請求者は、厚生年金保険料の事業主負担分を請求者の給与から控除することを了承した旨を陳述していることから、被保険者負担分の保険料は給与から控除されている保険料を折半した額と認められる。

2 請求期間のうち平成28年10月1日から同年12月1日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書及びA社から提出された平成28年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成28年10月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等により推認できる厚生年金保険料額から、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成28年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間当時は自身が手続等を行っていなかったため詳細は不明である旨を回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額がオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該変更届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間について、上記給料支払明細書等により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎

となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(13万4,000円)が、オンライン記録の標準報酬月額(8万8,000円)よりも高い額であることが確認できる。

したがって、平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額から、13万4,000円とすることが必要である。

- 4 一方、請求期間のうち平成22年2月1日から平成28年10月1日までの期間については、上記給料支払明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることが確認又は推認されることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800217 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900013 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、B 社の子会社である C 社（現在は、D 社）に入社し、会社の指示により関連会社である A 社及び E 社に継続して勤務したにもかかわらず、A 社から E 社に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社の承継事業所である B 社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社及び同社の関連会社である E 社に継続して勤務し（昭和 59 年 10 月 1 日に A 社から E 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 59 年 8 月の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び保険料の納付を行ったか否かは、当

時の資料が無く詳細は不明であるが、誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないと思うと回答している上、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800216 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900002 号

第 1 結論

昭和 52 年 6 月から昭和 54 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 6 月から昭和 54 年 1 月まで

私は、昭和 52 年 6 月に A 市から B 市に転居後、国民年金に加入した。請求期間の国民年金保険料は、私又は妻が夫婦二人分を納付していたが、妻には請求期間に係る納付記録があるのに、私は未加入と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 6 月に A 市から B 市に転居後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（*）は、請求者が所持する国民年金手帳の発行日等から、昭和 48 年 5 月に請求者の妻と連番で払い出されていることが推認できるところ、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 C 広域事務センターにおいて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料の納付場所や納付金額について、請求者は覚えておらず、請求者の保険料を納付したとされる請求者の妻は、D 金融機関又は B 市役所本庁で夫婦二人分（月額 2 万円くらい）の保険料を毎月納付した旨を陳述しているが、D 金融機関は、「請求期間当時の国民年金保険料の納付について確認できる資料等は保管していない。」旨を陳述し、B 市も、「請求期間当時の保険料納付について

確認できる資料を保管していない。」旨を回答しており、請求者の請求期間における保険料納付について確認することができない上、請求者の妻が記憶する納付金額は、請求期間当時の保険料額（夫婦二人分で月額 4,400 円又は 5,460 円）と相違する。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800152 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900006 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所又は B における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 事業所又は D における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 事業所における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④及び⑤について、請求者の F 事業所（現在は、G 事業所）における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者の H 事業所又は I 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者の J 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 27 年 3 月 27 日まで
② 昭和 27 年 5 月 1 日から昭和 28 年 3 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 3 月 25 日から同年 5 月 24 日まで
④ 昭和 45 年 5 月 30 日から昭和 46 年 2 月 14 日まで
⑤ 昭和 47 年 2 月 3 日から同年 12 月 25 日まで
⑥ 昭和 50 年 9 月 1 日から昭和 51 年 8 月 25 日まで
⑦ 昭和 51 年 9 月 1 日から昭和 57 年 9 月 3 日まで

私は、請求期間①については、中学校を卒業する前から、K 県 L 港近海で操業する「A 事業所」又は「B」の漁船「M 船」に乗船し N 職として勤務した。

請求期間②については、K 県 L 港から出航し漁場を東シナ海とする「C 事業所」又は「D」の漁船「O 船」に乗船し P 職として勤務した。

請求期間③については、Q 県の港から出航し漁場を東シナ海とする「E 事業所」の「R 船」に乗船し P 職として勤務した。

請求期間④及び⑤については、「F事業所」のトロール船「S船」にT諸島で乗船し、P職として勤務していたが、請求期間①から⑤までに勤務した期間に係る船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間⑥については、「H事業所」又は「I事業所」に、請求期間⑦については、「J事業所」に、いずれも事業主（代表）として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、K県L港近海において、「A事業所」又は「B」の漁船「M船」にN職として乗船していた旨を主張しているところ、日本年金機構の保有する船舶所有者名簿の索引簿において請求者の主張する名称の船舶所有者「A事業所 B」が確認できるものの、請求期間①において、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらない上、当該索引簿において「M船」とする船舶は確認できない。

また、K県から提出された漁船抹消原簿謄本によると、請求者の主張と類似する船舶「U船」及び「V船」とする船舶について、請求者の主張する姓の「B」と一致する船舶所有者が確認できるものの、「B」が当該船舶の船舶所有者になったのは、昭和29年1月25日であることが記載されており、請求期間①においては、請求者の主張とは異なる船舶所有者であることが確認できる上、「U船」及び「V船」に係る船舶所有者の船員保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、船員保険法（昭和23年法律第128号改正）第17条により、被保険者は「船員法第1条ニ規定スル船員」と規定されているところ、船員法（昭和22年法律第100号）第1条第1項において、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」と規定した上で、同法第85条第1項によると、「15歳未満の者は船員として使用してはならない。」と規定されていることから、請求者は、請求期間①において15歳未満であり、乗船していたとしても、船員として扱われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、請求者は船員手帳を保管しておらず、請求期間①当時の同僚を記憶していないとしており、「U船」及び「V船」に係る船舶所有者は個人を特定できず、請求者の請求期間①における勤務実態及び船員保険の加入状況等を確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、「C事業所」又は「D」の漁船「O船」にP職として乗船していた旨を主張しているところ、日本年金機構の保有する船舶所有者名簿の索引簿において、「C事業所」が確認できるものの、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、請求期間②において同被保険者名簿の被保険者証整理番号に欠番も無い。

また、前述の漁船抹消原簿謄本により、請求者の主張する姓の「D」と一致する

船舶所有者で「W船」及び「X船」が確認できるが、「W船」は昭和31年12月22日に、「X船」は昭和30年1月9日にそれぞれ抹消されている上、「W船」及び「X船」に係る船舶所有者の船員保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、前述のとおり、15歳未満の者は船員として使用してはならない旨が規定されていることから、請求者は、請求期間②の始期から昭和27年*月までは15歳未満であり、乗船していたとしても、船員として扱われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、請求者は船員手帳を保管しておらず、「O船」に係る船舶所有者を特定できない上、請求期間②当時の同僚を記憶していないとしており、請求者の請求期間②における勤務実態及び船員保険の加入状況等を確認することができない。

- 3 請求期間③について、請求者は、E事業所の漁船「R船」にP職として乗船していた旨を主張しているところ、日本年金機構の保有する船舶所有者名簿の索引簿及び船員保険被保険者名簿により、同事業所は昭和45年4月19日に船員保険適用船舶所有者（以下「適用事業所」という。）となっており、同事業所の商業登記簿においても同年2月13日に設立されていることから、請求期間③において、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求者はE事業所の漁船「R船」はQ県が船籍港であった旨を主張しているところ、Y運輸局から提出された同船舶名に係る船舶原簿謄本において、請求者の主張する船舶所有者は確認できない上、Q県及びK県においても船舶名「R船」に係る漁船登録は無く、請求期間③において請求者の主張する船舶は確認できない。

さらに、請求者は船員手帳を保管しておらず、E事業所に係る役員等の連絡先は不明である上、請求者が同僚として名前を挙げた者を特定することができず、請求者の請求期間③における勤務実態及び船員保険の加入状況等を確認することができない。

- 4 請求期間④及び⑤について、請求者は、F事業所の漁船「S船」にP職として乗船していた旨を主張しているところ、日本年金機構の保有する船舶所有者名簿の索引簿により、当該船舶所有者は、昭和41年11月11日から昭和57年11月23日まで適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、日本年金機構の保有するF事業所に係る船員保険被保険者名簿により、請求者は、昭和41年11月14日に船員保険の被保険者資格を取得し、昭和45年5月30日に資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録はオンライン記録と一致している上、請求期間④及び⑤において、同被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、被保険者証整理番号に欠番も無い。

また、請求期間④及び⑤において、F事業所の船員保険被保険者名簿に被保険者記録の確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった13名のうち、請求者を知っている回答のあった2名は、「S船」に乗船した旨を陳述しているものの、このうち1名は、請求期間④の始期よりも前に請求者は下船した旨を回答しており、残る1名は、乗船していたとする期間について請求者の主張する期間には別の船員

保険被保険者記録があり、当該同僚の乗船期間は定かでない上、その他の 11 名は「S 船」に乗船したが、請求者とは一緒に乗船していない又は請求者を知らない旨の回答をしており、請求者が請求期間④及び⑤に「F 事業所」の船舶に乗船していたことを確認できない。

さらに、F 事業所を合併した G 事業所は、請求期間④及び⑤当時の資料は保存期間を経過しており、請求者に係る資料は確認できない旨を回答している上、F 事業所の当時の事業主を特定できないことから、請求者の請求期間④及び⑤における勤務実態及び船員保険の加入状況等を確認することができない。

- 5 請求期間⑥について、厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）第 9 条において、「適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されているところ、請求者は、H 事業所又は I 事業所を自身が設立し、個人事業所の代表であったとし、当時の従業員はアルバイトを含め 4 名であった旨を主張している上、同事業所に係る商業登記簿は確認できないことから判断すると、請求者は請求期間⑥において、個人事業所の事業主（使用者）であったことが認められることから、制度上、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 Z 事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、H 事業所又は I 事業所は、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、請求者が当時の役員又は従業員等として名前を挙げた者に照会を行い、回答のあった者は、H 事業所又は I 事業所に勤務しておらず、請求者を知らない旨を回答している上、請求者は、当時、経理及び社会保険事務を委託していた税理士は既に死亡している旨を陳述しており、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

- 6 請求期間⑦について、請求者は、J 事業所を自身が設立し、同事業所の代表であった旨を主張しているところ、商業登記簿謄本により、同事業所は昭和 51 年 7 月 28 日に設立され、請求者は、請求期間⑦において、同事業所の代表取締役であったことが確認できるが、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 Z 事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる調査を行っても、同事業所は、請求期間⑦当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求期間⑦当時の厚生年金保険法によると、厚生年金保険の適用事業所とは、常時 5 人以上の従業員を使用するものと規定されていたところ、請求者は、J 事業所の従業員はアルバイトを含め 4 名であった旨を主張しており、請求者が、請求期間⑦当時の同事業所の役員又は従業員等として名前を挙げた者に照会を行い、回答のあった者は、「同事業所の役員ではない。」又は、「請求者を知らない。」旨を回答している上、全員が「J 事業所には勤務していない。」旨を回答していることから、同事業所において、適用事業所の要件を満たしていたことを確認できない。

さらに、請求者が厚生年金保険の取扱いを知る者として名前を挙げた者からは回答が得られず、請求者は、J事業所の経理及び社会保険事務を委託していた税理士は既に死亡している旨を陳述しており、請求者の請求期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間①から⑤に係る船員保険料並びに請求期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求者の請求期間に対応した船員保険及び厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が船員保険及び厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800218 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900014 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から昭和 41 年 4 月 1 日まで

前回、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと訂正請求を行ったが、年金記録の訂正は認められないとする平成 27 年 9 月 25 日付けの通知を受け取った。

しかし、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 41 年 3 月 31 日まで、C 職として A 事業所で継続して勤務していたことは間違いないので、再度調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、B 事業所の回答及び同事業所が保管する請求者に係る履歴書等の資料から判断すると、請求者は請求期間①について、A 事業所に勤務していたことが推認されるものの、i) 請求期間当時の事業主は死亡しており、現在の事業主は、請求者の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について、「昭和 37 年 6 月 1 日を取得年月日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知及び標準報酬決定通知書（以下「資格取得確認通知書」という。）と昭和 40 年 8 月 1 日を喪失年月日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書以外に確認できる書類は無い。」と回答していること、ii) 上記 2 通の通知書により、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者期間は昭和 37 年 6 月 1 日から昭和 40 年 8 月 1 日までであることが確認でき、当該被保険者期間は請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録及びオンライン記録と一致しており、請求者の雇用保険の被保険者期間と符合していること、iii) 請求期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者の同事業所に

おける資格取得年月日が昭和 37 年 6 月 1 日であることが確認できること、iv) 請求期間②について、事業主が保管する、昭和 40 年 8 月 1 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの期間に新たに被保険者資格を取得した 4 名の資格取得確認通知書の記載内容は、4 名の被保険者原票の記録と一致しており、各資料の健康保険被保険者番号は連続していることなどから、既に平成 27 年 9 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする中国四国厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は、複数枚の写真を提出し、請求期間①及び②においても A 事業所で継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が提出した写真及び請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求期間②のうち、昭和 41 年 1 月 8 日から同年 3 月 25 日までの期間については、請求者が A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、請求期間②の全てにおいて同事業所に継続して勤務していたことを確認することはできない上、請求者は、請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。